主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条 ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。ところが、本件抗告は、違憲を いうが、その実質は単なる法令違反又は法令の立法の非難に過ぎず、同条所定の場 合に当らないと認められるから、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告 人の負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和三七年一二月二五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁	找判官	垂		水	克	己
表	找判官	河		村	又	介
表	找判官	石		坂	修	_
表	找判官	五	鬼	上	堅	磐
表	划官	棤		Ħ	īF	俊